

和歌山県青少年健全育成条例施行規則

制定 昭和五十四年一月十八日 規則第四号
改正 昭和六十年二月十二日 規則第二号
平成四年一月十日 規則第二号
平成八年十二月十三日 規則第八十号
平成十年三月三十日 規則第十七号
平成十二年二月十五日 規則第八号
平成十四年三月三十一日 規則第一二四号
平成十六年十月二十九日 規則第二十七号
平成十七年三月七日 規則第八十一号
平成十八年三月三十一日 規則第四十八号
平成十八年十一月十日 規則第七十九号
平成十九年七月五日 規則第六十八号
平成二十年三月二十八日 規則第十九号
平成二十年十月二十一日 規則第七十号

(趣旨)

第一条 この規則は、和歌山県青少年健全育成条例（昭和五十三年和歌山県条例第三十六号、以下「条例」という。）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(公示の要領)

第二条 条例第十三条第三項に規定する公示は、次の各号に掲げ
る区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の年月
日並びに指定の理由を和歌山県報に登載して行うものとする。

(一) 興行 種別及び題名

(二) 図書等 種別及び書名又は題名

(三) 刃物類又は器具類 品名及び形状

(四) 有害な図書等又は刃物類若しくは器具類の内容等

第三条 条例第十三条第五項第一号に規定する規則で定める内
容、同項第二号に規定する規則で定める内容及び同項第三号に
規定する規則で定める内容は、それぞれ次の各号のいずれかに
該当するものとする。

(一) 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次の
いずれかに該当するもの（陰部を覆い、ほかし、又は塗りつ
ぶしたものを含む。）

ア 女性が大腿部を開いた姿態

イ 女性が陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態

ウ 自慰の姿態

エ 男女間の愛撫の姿態

オ 女性の排泄の姿態

カ 緊縛の姿態

(二) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するも
の（陰部を覆い、ほかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

ア 男女の性交又は性交を連想させる行為

イ 強姦その他のりよう辱行為及び児童虐待行為

ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第十三条第五項第四号に規定する規則で定めるものは、
統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定
める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表
を定める等の件（平成十九年総務省告示第六百十八号）に定め
る日本標準産業分類に掲げる次の業種に属する業務用とする。

(一) 農業、林業

(二) 漁業

(三) 鉱業、採石業、砂利採取業

(四) 建設業

(五) 製造業

(六) 電気・ガス・熱供給・水道業

(七) 宿泊業、飲食サービス業

(八) 理容、美容業

3 条例第十三条第五項第四号に規定する規則で定めるところ
により計った刃物の長さは、刃物の切先と当該刃物の柄部にお
ける切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さとする。

4 条例第十三条第五項第四号に規定する規則で定める形状、構
造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するも
のとする。

(一) 刃物が柄に固定され、刃先が片側又は両側にあるもの

(二) 通常は柄の内部に刃体が収納され、使用に際し、刃体又
は柄を回転させることによって開閉させ、刃体と柄を直線的
に固定させる装置を有するもの

5 条例第十三条第五項第五号に規定する規則で定める機能は、
室内においてその温度が二十度から三十五度までのものでは
ある場合であつて、弾丸を水平方向に発射したときにおいて、発
射地点から五十センチメートルの地点における弾丸の運動工
ネルギーが〇・一三三ジュールを超える機能とする。

6 条例第十三条第五項第六号に規定する規則で定める主とし
て性に関する器具、がん具その他の物品は、次に掲げるもの（薬
事法（昭和三十五年法律第一四五号）による製造許可を受けた
医療用具としての避妊用具を除く。）とする。

(一) 性行為を促進、助長する器具（使用方法によっては、専
ら性行為を促進助長するために使用することができるもの
を含む。）

(二) 性的興味をそそるため、性行為若しくは性器を題材とし
て製作された物品

(三) 専ら性的感情を刺激し、又は性的興味をそそることを目
的とした下着類

(四) 有害興行指定の表示

第四条 条例第十四条第二項に規定する表示は、別記第一号様式
により行わなければならない。

(五) 有害広告物に対する措置命令書

第五条 条例第十七条に規定する措置命令は、別記第二号様式に
より行うものとする。

(六) 自動販売機等による図書等の販売等の届出

第六条 条例第十八条第一項第五号に規定する規則で定める事
項は、次に掲げるとおりとする。

(一) 自動販売機等の機種及び製造番号

(二) 自動販売機等の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、
名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(三) 自動販売機等の設置場所が土地である場合には当該土地
の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名）、建物である場合には
当該建物の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及
び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(四) 販売又は貸付け開始予定年月日

2 条例第十八条第一項の規定による届出は、別記第三号様式に
よる届出書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない
い。

(一) 自動販売機等により販売し、又は貸付けようとする者の
住民票の写し（外国人にあつては外国人登録証明書の写し、
法人にあつては登記事項証明書）

(二) 自動販売機等の設置場所付近の見取図

(三) 自動販売機等の設置場所が土地である場合において当該
自動販売機等により販売し、又は貸付けようとする者が当該
土地の所有者でないときは当該土地の所有者が当該自動販
売機等の設置を承諾した旨を証する書類、自動販売機等の設
置場所が建物である場合において当該自動販売機等により
販売し、又は貸付けようとする者が当該建物の所有者でない
ときは当該建物の所有者が当該自動販売機等の設置を承諾
した旨を証する書類

3 条例第十八条第二項の規定による届出事項の変更の届出は、
別記第四号様式による届出書に第二項第一号及び第三号に掲
げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付して行わなけ
ればならない。

4 条例第十八条第一項の規定による自動販売機等の使用の廃
止の届出は、別記第五号様式による届出書により行わなけれ
ばならない。

5 条例第十八条第一項又は第二項の規定による届出は、第一
項、第三項又は前項に規定する届出書及びその添付書類正副2
通を当該届出に係る自動販売機等の設置場所を管轄する振興

局長を経由して（和歌山市の区域にあつては直接）知事に提出することにより行わなければならない。

6 条例第三十八條第三項に規定する届出済証の様式は、別記第六号様式のとおりとする。

7 条例第三十八條の第二項第三号に規定する規則で定める要件は、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。（夜間の興行等の指定等）

第七條 条例第二十條第一項に規定する知事が定めるものは、次に掲げる営業とする。

(一) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条に規定する風俗営業以外の営業で、硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの

(二) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させるもの

(三) 設備を設けて客に水泳、スキー、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボウリング又はアーチエリーを行わせるもの

(四) 個室又は他から容易に見通すことができない区画を設けて客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの

2 条例第二十條第二項に規定する揭示は、午後十時以降にわたる興行又は営業が行われる日の午後五時から当該興行又は営業の終了するまでの間、別記第七号様式により行わなければならない。

第八條 削除

（多数の青少年が利用する場所）

第九條 条例第二十一條の六第二項に規定する規則で定める多数の青少年が利用する場所は、公衆電話機の周囲二メートル以内の場所とする。

第十條 削除

（立入調査員の指定等）

第十一條 条例第三十一條第一項に規定する立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

(一) 環境生活部県民局青少年・男女共同参画課の職員

(二) 振興局総務企画室の職員

(三) 子ども・障害者相談センター及び紀南児童相談所の職員

(四) 少年関係の事務を担当する警察職員

(五) 教育庁生涯学習局生涯学習課並びに学校教育局県立学校課、小中学校課及び健康体育課の職員

(六) 少年補導センターの職員

(七) 高等学校、中学校又は小学校で生徒指導を担当する教員

(八) 前各号に掲げる者のほか、知事が別に定める者

2 条例第三十一條第二項に規定する規則で定める身分を示す

証明書の様式は、別記第八号様式のとおりとする。

附則

この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附則（昭和六十年二月十二日規則第二号）
この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則（平成四年一月十日規則第二号）
この規則は、平成四年二月一日から施行する。

附則（平成八年十二月十三日規則第八十号）
（施行期日）
1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成八年和歌山県条例第四十号。以下「平成八年改正条例」という。）附則第二項の規定により読み替えて適用される平成八年改正条例による改正後の和歌山県青少年健全育成条例（昭和五十三年和歌山県条例第三十六号）第十八條第一項の規定による届出に対する改正後の和歌山県青少年健全育成条例施行規則（以下「新規則」という。）第六條第一項及び第二項の規定並びに別記第三号様式の適用については、同条第一項第二号中、「貸付けようとする」とあるのは、「貸付けている」と、同項第四号中、「開始予定年三月日」とあるのは、「開始年月日」と、同条第二項第一号及び第三号中、「貸付けようとする」とあるのは、「貸付けている」と、同様式中「する」ので「している」と、「貸付けようとする」とあるのは、「貸付けている」とする。

3 この規則の施行の際現に交付している改正前の和歌山県青少年健全育成条例施行規則第六條第三項の規定による届出済証は、新規則第六條第六項の規定による届出済証とみなす。

附則（平成十年三月三十日規則第十七号）
（施行期日）
この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成十二年二月十五日規則第八号）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日規則第二四号）
（施行期日）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十四年三月二十九日規則第二十七号）
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十六年十月二十九日規則第八十一号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第一條第一項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年三月七日規則第十三号）
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

ただし、第六條第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月三十一日規則第四十八号）
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年九月三十日規則第七十九号）
この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

附則（平成十九年七月五日規則第六十八号）
この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成二十年三月二十八日規則第十九号）
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二十年十月二十一日規則第七十号）
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。